

全國的普及徹底 (木) 其他聯盟が必要と認せし事業

(附記) 産業報國聯盟と産業報國會との關係

一、産業報國聯盟は産業報國會及之に準ずる機關の全國的連絡の任に當る。

二、産業報國聯盟は産業報國會及之に準ずる機關の全國的聯合体たることを期す所之が為各地における産業報國會及之に準ずる機関の自主的性質乃至自治的機能を毫末も阻害するものに非ず。

三、産業報國聯盟と産業報國會とが關係は何等強制を伴ふるに非ず一て、飽迄止精神的道義的のみのたること。

斯くて、「勞資關係調整方策」の具体化にての産業報國運動は云々實踐運動へ踏み出一たのであるが、こゝに一言附言せしべることは、「勞資一体、産業報國」と基本精神とする勞資調整方策の先驅となるのは一二にて止らぬ。即ち、それが一は昭和十二年十月愛知縣に於けた「時局對策勞資調整策」として發表されたものが所謂「荒川案」と稱せられたのであつた。その「指標」とするところは「國家、民族發展のために立脚するべきは勞資は自ら此の目的のために共同參與すべき権利と義務とを有する」とを識るに至つべし。産業協力、勞資一体の原則は正に斯る見地より理解せらるべく、一一